

日本体育大学における公的研究費の責任及び管理運営体制

平成29年4月1日

学長制定

1. 最高管理責任者：学長

公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

最高管理責任者は、不正使用防止対策の基本方針を策定及び周知するとともに、次条に規定する統括管理責任者及び第6条に規定するコンプライアンス推進責任者が公的研究費の適切な運営及び管理を行えるよう必要な措置を講じなければならない。

2. 統括管理責任者：副学長

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、副学長をもって充てる。

統括管理責任者は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定及び実施し、コンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、定期的に、最高管理責任者へ報告しなければならない。

3. コンプライアンス推進責任者：部局長、事務局長

部局、事務局における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、当該部局長及び事務局にあつては事務局長をもって充てる。

コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。

- (1) 自己の管理監督又は指導する部局における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者へ書面により報告書を提出する。
- (2) 不正使用の防止を図るため、研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 研究者等が適切に公的研究費の管理、執行等を行っているか等をモニタリングし、必に応じて改善を指導する。

【部局長】

学部長（体育学部長、児童スポーツ教育学部長、保健医療学部長）、大学院研究科長、総合スポーツ科学研究センター長、体育研究所長、スポーツ・トレーニングセンター長、オリンピックスポーツ文化研究所長

4. コンプライアンス推進副責任者：学科長、大学院研究科学系主任、企画部長、管理部長 コンプライアンス推進責任者の指示の下、体制整備を進める。